

2014年11月17日

中国株式市場の相互接続が11月17日より開始

- 2014年11月10日、中国証券監督管理委員会と香港証券先物委員会はかねてより議論されていた、香港と上海の株式取引の相互接続を同月17日より開始すると正式に発表しました。
- 相互接続により、中国株式市場は時価総額で世界第2位、売買高で世界第3位の巨大市場と化す見込みです。
- 中国の大陸の投資家は上海取引所経由で香港市場上場銘柄を、海外投資家は香港取引所経由で上海市場上場銘柄を取引可能となり、中国株式の投資機会がより一層増すと考えられます。



これにより、ハーベスト・アジア・フロンティア株式ファンドについても大きな恩恵を受ける可能性が期待できます。

相互接続による中国市場の投資機会の増大

今回の相互接続によって、グローバルの投資家は上海取引所の上場会社数2,544社という巨大なマーケットに投資可能となり、一方で中国の大陸の投資家は、香港上場の銘柄に投資できることとなります。

また、同国は昨今の経済成長により富裕層の数が増大しており、いまや世界第2位とまで言われています。これまで中国の大陸の投資家は、香港上場の株式には投資できませんでしたが、今回の相互接続により彼らの潤沢な資金が香港上場株式へ流入することが見込まれています。

< 接続される香港・上海の株式市場規模について >

	香港証券取引所	上海証券取引所/ 深圳証券取引所
中国企業の上場会社数 ^{※1}	837社 ^{※3}	2,544社
時価総額 ^{※2}	3兆1,000億ドル (うち、57%が中国企業)	3兆9,000億ドル
投資主体	機関投資家(78%)	一般投資家(80%)

※1 2014年6月末時点の中国企業の上場会社数

※2 香港証券取引所、上海証券取引所/深圳証券取引所は2014年6月末時点

※3 香港証券取引所の上場会社数は1,689社

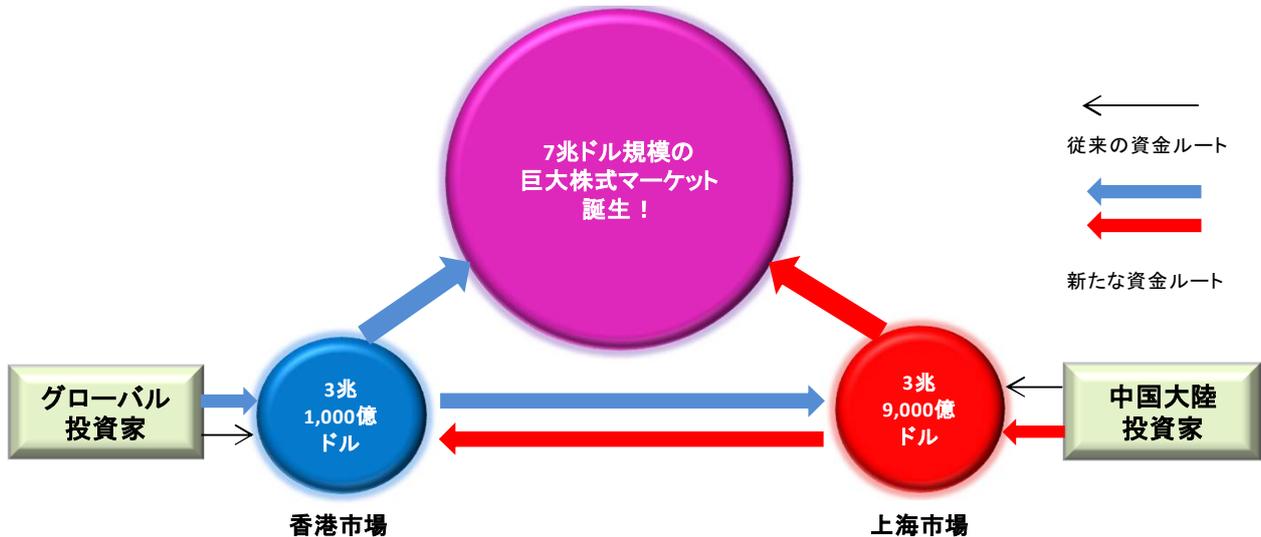
○ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド提供の情報に基づき、SBI アセットマネジメントが作成

○本資料は、SBI アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

香港・上海の取引所相互接続の影響について

市場接続による中国株式市場の規模は、およそ7兆ドルもの規模に達する

接続後中国株式市場イメージ



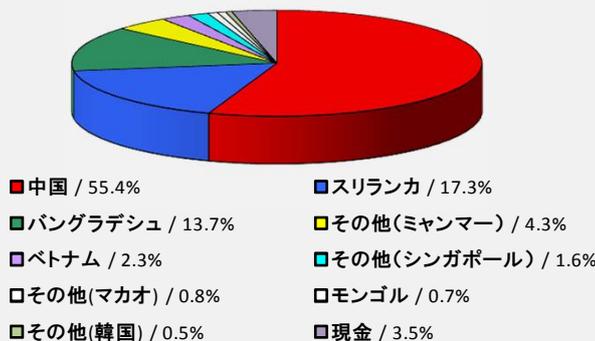
ハーベスト・アジア・フロンティア株式ファンドが受ける影響について

中国を筆頭としたアジアのフロンティア諸国（バングラデシュ・スリランカ・ベトナム等）へ投資している、ハーベスト・アジア・フロンティア株式ファンドについても、今回の中国株式市場相互接続の恩恵を受ける可能性が考えられます。

本ファンドでは組入れファンドを通じて、香港市場に上場する中国西部フロンティア地域の株式にも実質的に投資しており、今後、中国株への投資機会が増大し、上海取引所経由の投資資金が上海市場よりも相対的に割安な香港市場に流入することにより、組入銘柄の株価水準が訂正され、当該組入銘柄の株価が上昇する可能性があります。

<投資対象国別組入比率>

(2014年9月30日基準)



※各比率の合計は四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

○ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド提供の情報に基づき、SBI アセットマネジメントが作成

○本資料は、SBI アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

ご留意事項

<基準価額の変動要因>

本ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。特に、本ファンドは投資信託証券への投資を通じて実質的にフロンティア諸国の株式等への投資を行います。一般的にフロンティア市場への投資は、先進国市場への投資に比較して、カントリーリスクや信用リスク等が高くなります。したがって、基準価額が大きく下落し、非常に大きな損失を生じるおそれがあります。本ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。本ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、本ファンドが実質的に投資するフロンティア市場には、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度(市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

流動性リスク

投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングをしています。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

<お申込メモ>

購入単位 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
 購入価額 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
 購入代金 販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
 換金単位 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
 換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
 換金代金 原則として換金申込受付日から起算して8営業日目にお支払いします。
 購入・換金申込受付不可日 日本及び香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。
 申込締切時間 原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。
 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
 購入の申込期間 平成26年1月25日(土)～平成27年1月27日(火)
 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
 換金制限 ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
 購入・換金申込受付の中止 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
 及び取消し
 信託期間 無期限(設定日:平成23年10月28日(金))
 繰上償還 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
 決算日 年1回、原則として10月25日(休業日の場合は翌営業日)
 収益分配 年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社または、委託会社までお問い合わせください。
 信託金の限度額 ファンドの信託金の限度額は500億円です。
 公告 委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
 運用報告書 ファンドの毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡します。
 課税関係 課税上は株式投資信託として取扱われます。
 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。
 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用>

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入申込金額に3.24%(税込)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。
 信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を、ご換金(解約)時にご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に年1.4472%(税抜:年1.34%)を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)		年1.4472%(税抜:年1.34%)
	内訳	(委託会社)	年0.648%(税抜:年0.60%)
		(販売会社)	年0.756%(税抜:年0.70%)
		(受託会社)	年0.0432%(税抜:年0.04%)
	投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬 ^{※1}		年0.65%
実質的な負担 ^{※2}		年2.0972%	
その他の費用 及び手数料	※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.65%)を表示しています。 ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。		
	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。		

※ 当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
 (信託財産の運用指図、投資信託説明書(交付目論見書)および運用報告書の作成等を行います。)
 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 (信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部解約金および償還金等の受付を行います。)

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。